

第3回精華町第3次人権教育・啓発推進計画策定委員会 議事録要旨

日時：令和8年5月25日（月）午後2時00分～

場所：精華町役場 6階 審議会室

出席者：阿久澤委員長、長沢副委員長、石井委員、片上委員、杉山委員、
山代委員、務中委員、鶴澤委員

欠席者：武内委員、西島委員

傍聴者：なし

会議の要旨

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 策定委員会の議事内容

(1) 精華町第3次人権教育・啓発推進計画の骨子案について

●同計画委託業者（SRC）から（1）について説明（資料12）

(2) 意見交換

<委員からの質問・意見>

石井委員：ビジネスと人権など、いろいろな人権問題が取り上げられるようになってきていることは感じている。今年4月から学校現場に復帰して気になっていることは、子どもの人権である。学校現場では、いじめについては従来と比べて、かなりアンテナを高く張っている。ただ一番気になっているのは虐待で、児童相談所の相談件数は右肩上がり、それと不登校も右肩上がりである。不登校は、教育の機会均等の問題と捉えていると以前お話しした。それは置いておいて、虐待を受けているのは、基本的に就学前と小学生が大半を占めている。ここの取組をしっかりとっていく必要がある。虐待は実父母から受けるケースが多く、精神的な死と言われることもある。それだけ子どもにとって深刻な人権問題である。様々な人権問題に対応することは大事だが、特に子どもの人権問題としての虐待を、精華町としてどう対応していくのか。就学前の保育所の場合だと、毎日、保護者に対応をすることができる。

10年ぶりに学校現場に復帰すると、若い教員がとても多い。若い教員の人権意識が低いわけではないが、教員の人権意識を高める研修内容については、10年来まったく変わっていない。アンケートで、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会を実現するためには「学校教育への期待」と回答している方が7割以上あった。学校教育で人権意識を高めるため

に、町としてどのような研修を実施しているのか。年一回だけで教職員の
人権意識が高まるはずがない。子どもたちに向けても、体系的な学習
を積まないといけない。計画素案に記載はなかったが、どのような研修
資料を用意するか整理されていないと、学校教育に期待されている人権
意識を高めることは上手くいかないと感じている。

委員長：最初に一つ言い忘れたことがあった。第3章は、今後更新されると書い
てある。今回は、委員の皆さんからご意見をいただいて、新たな計画策
定に反映していく。課題と今後の取組が計画では最も重要になる。今の
ように、課題と今後の取組についてのご意見を特にいただけると有難い。

片上委員：計画の目標（基本理念）で4例提案されているが、抵抗を感じたのが
「社会の実現」という言葉である。まちを中心に考えていくとすれば、
2番目の切り口が一つの方向性としては良いのではないか。

その次の人権教育・啓発推進の視点の視点5の「多様化」という言葉は、
わかりやすいようでわかりにくい。ここは「複雑化」で包含すれば、全
体が見えるのではないか。検討の中で再度揉んでほしい。

私は現役を終えてから奈良の家庭裁判所、その後は市民後見人のグルー
プに所属している。もう一つは、町の男女共同参画に長く対応している
点から、人権はものすごく身近にあった。この会議までに人権とは何か
を再度考える時間があった。AIで調べると、自由権、財産権等の権利
が前に出てきて、本当の人権はどこにあるのかと思う。大多数の人間は、
生まれて死ぬまで人権について意識していない。先ほどのお話しにあっ
たように子どもの教育に人権を取り入れることも必要だし、大人向け一
般の講習会で「人権とは何か」があつて良いと思う。基本をもう一度周
知することが必要である。少しでも人権を理解してもらえると、この会
議も生きてくると思う。

杉山委員：計画の目標（基本理念）について。いずれの案にしても良いと思つたが、
表現がわかりやすいのは個人的には例3と感じた。

次の人権教育・啓発推進の視点は、京都府の計画を参考に視点5を追加
する案がある。視点1～4の末尾が全て「人権教育・啓発」だが、視点
5だけ違う表現になっているので、少しアレンジを加えても良いのでは
ないか。

私は、社会福祉協議会に勤めている。もちろん障害をお持ちの方、子育
て世帯や高齢者等、多岐にわたる支援対象者がいる。22ページの下段に
【認知症で徘徊する高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由を制限され

ても仕方がない】と考える人が3割以上という調査結果がある。最近の相談内容で、ご近所トラブルが少しずつ増えてきている。その対象が必ずしも認知症の方とは限らないが、ご近所トラブルの場合は介入することが難しい。行政機関で法律相談や専門家に相談できる機会を設ける等、今後の計画としてあるのか。ご近所トラブルでも考え方の違いで溝が深まっている印象を受ける。

26 ページ【障害者差別解消法】の認知度は高いものの、【障害のある人に対する合理的配慮の提供】は知らない方が非常に多い。今は民間も含めて義務化されている。企業が社員に周知する必要があるかもしれないが、行政として何か計画はあるのか教えてほしい。

山代委員：障害者支援の立場から参加している。まず、基本理念について。人権の視点で支援する側・される側ではなく、誰もが時には支える側にもなるし、支えられる側にもなる。同じ社会をいっしょにつくる対等な人として関わることが大切だと考えている。理念の「多様性を認め合うことができる社会の実現」は、どちらかという支える側、認める側からの表現にも感じる。「誰もが地域の中で主体的に生活し、安心して社会参加できること、権利や暮らしが保障される」ということまでを表現できると、より理念が伝わりやすくなると思う。例えば案にもあるように、「自分らしく暮らせる」とか「安心して参加できる」という表現を加えることで、人権が日常生活の中で保障されること、支援される存在ではなく一人の住民として尊重されることが伝わりやすくなるのではないか。「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるまち（社会）の実現」にしてはどうかと考えた。

次に、人権教育・啓発推進の視点について。差別や性格上のいろいろな悩みを抱えていても、どこに相談すれば良いのかわからず、一人で苦しんでいる人がいると思う。相談できる場、支援につながる仕組みが十分でない、実際にある問題が表面化しない。表面化しないと、周囲が気付かず対応もできない。結果的に、当事者が孤立する可能性があると思う。そのため、安心して相談できる体制を整えることは、人権を守る上で非常に重要だと思う。複数の問題を抱えている場合も多いので、関係機関が連携して適切な支援につなげる体制が必要である。視点5「多様化、複雑化する人権問題に対応する相談体制の整備」が加わったことは、良かったと思う。

次に、計画の現状等と取組の方向に関する組み立てについて。まず背景があり、本町での取組、アンケート結果、現状と課題、今後の方針となっているが、本町での取組とアンケート結果は現状に含めてまとめたほうがわかりやすいと思う。

最後に、28 ページ「今後の方針」に「障害の有無にかかわらない交流の推進」「障害や特性への理解の推進」とあるが、交流がとても大切になると思う。障害のある人がない人との交流を意図的につくるとか、障害のある人が特別扱いされるのではなく、分け隔てなく自然に交流する機会という意味合いが、ここに含められると良い。差別は、悪意があるものだけでなく、無意識の偏見や理解不足によって相手を知らない間に傷つけてしまう場面もあるのではないか。例えば、良かれと思って手伝ってあげる気持ちで本人の意思を聞かずに車椅子を押してしまうと、押された本人からすると自分が行きたい所を自分で決める権利を奪われたように感じることもある。可哀想だから助けるという考えではなく、相手を一人の人として尊重し、本人の意思を大切にすることが必要だと思う。

「障害や特性への理解の推進」の中で「合理的配慮について、事業者のみならず、町民の一人ひとりが理解し」の後に「障害者本人の意思及び自己決定を尊重しながら」という内容を追記できると良いと思う。

務中委員：理念については、理念継承の「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、多様性を認め合うことができる」と、その2つ下の「つながり支えあうまち」を合わせると、しっくりくる。

次に、視点について。視点5の「多様化、複雑化する人権問題に対応する相談体制の整備」があると良いと思う。私の暮らしている地域では、ゴミ屋敷や引きこもりの方等、自らSOSを発信できない方がいる。社会福祉協議会や民生委員につなげる等、近隣の人たちが声をあげている。そういう意味でも、誰かが声をあげることが人権、権利擁護に必要ではないかと思う。人権のことを我がことのように思うのは、子どもでも伝え方によってはよくわかると思う。先生の姿や保護者の姿、障害のある子どもに対する大人の関わり方を子どもたちがよく見ている。そういう意味でも、学校や保育所の先生たちに人権意識を持ってもらうことは大切だと思う。

この啓発計画ができた際には、冊子が作られると思う。精華町には「京町セイカ」というキャラクターがあり、かなり浸透している。それがあ

ることで、精華町で作られたもので我がことのように思える冊子になるのではないか。

鵜澤委員：学校現場では、4月早々に人権教育推進計画を作成し、子ども達に意識を持って考えてほしいと出すが、実際に各教科や友だち同士のトラブルがあった時にその視点を持って指導すべき教職員が、どこまで人権意識を持っているのかが問題だと思っている。精華町は、今年度は7月31日に人権研修会を行う。町が行う人権研修会に教職員が何名か参加する。昨年度は、LGBTQ+についての講演があった。その前の年も同様の講演があり、多様性に対する考え方は大事と思っていたが、今年度の研修では一番根底にある同和教育の理解をしていない若い先生が非常に多いと感じたので、その講演をお願いしたいと話した。各学校での教職員の人権意識を高めるための取組は、校長先生のマネジメントだと思う。校長先生が必要と思う研修を本当は入れていけるはずだが、その意識がないと町の研修で終わってしまう。校内でもいろいろなことができるはずである。学校長自身が問題意識を持ち、教職員の意識を高めることを積極的に打ち出す必要がある。子どもに対しては、本物から学ぶことが一番効果的である。ランドセルで登校するが、そのランドセルを作っている人は被差別部落の方で、その話も入れてもらった。そういうところからいろいろな問題に対する視点をあてていく取組を学校が積極的に行うことが大事だと思う。各学校にそういう紹介をしていきたい。計画の理念については、多様性を認め合うことも大事だし、一人ひとりの尊厳と人権が尊重されることも大事なので、これに対する意見はないが、「社会の実現」という表現が広すぎる気がする。ここは「まち」とするほうが身近に感じられるのではないか。

啓発推進の視点について、意見はない。

長沢委員：計画の基本理念に「多様性を認め合うことができる社会の実現」とある。基本的にはこれを継続するのが良いと考えている。ただ、「社会の実現」という表現が難しいようであれば「まちづくり」という表現でも良いと思う。

次の視点5について、もちろん相談体制を整備していくことは大事だが、計画の視点に入れ込むのは違和感が少しある。

私は、人権擁護委員をしている。城南協議会という京都南部地域の市町村から推薦された人権擁護委員で組織されている組織会で副会長をしている。先日、総会があり、活動目標として「人権とは誰かのことじゃな

い」ということが決議された。まさしくそのとおりだと思う。我がことのように思うことにより、これは全てどこかで起きていることではないと表した言葉ではないかと思う。そのあたりの考え方を持って、この計画を作っていくべきだと考えている。

これまで行政にも携わってきた。もちろん理念は大事だが、実際はその形をどのように表していくのか、どのように担保していくのが大事である。理念倒れで終わるのではなく、実行性のあるものにしていく。役場の様々な部署が人権意識を持って事を進めていくと思う。そこをしっかりと担保できるように、この計画の中では謳えないかもしれないが、これをしっかりと後追いしていくことが大事と考えている。10年でこの計画は終わる。理念はそう大きく変わるものではないが、実際に取り組む内容や複雑化する状況は日々変わる。そこを念頭に置きながら、中間年にはそのあたりの状況について議論できる仕組み・体制を整えるべきである。

委員長：時間がないと思い紙で提出したが、細かい点は飛ばして皆さまに議論いただいていたほうが良いと思うことだけ問題提起したい。3章以降は、皆さまが実際に精華町に暮らしているからこそ見えてくる課題や、こうあってほしいことを計画に書いていただけたらと思う。前段の理念で、いくつか気になる点だけ申し上げたい。

まず、前段の国際的な潮流に関わる記載について。京都府の計画では、憲法についてだけ記載している。憲法で保障する基本的人権は、日本国民のみならず、外国人の人権も原則として保障していることは言うまでもない。だが、憲法についての記述において「国民」ということばが続く。国際人権は、すべての人の人権基準である。日本の憲法98条2項には「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と記されている。これは例えば、障害者権利条約の締約国になれば、そこに書かれた諸権利は日本の領域内、精華町内の全ての人にこれを保障しなければならない。そういう文言をどこかに入れないと、普遍的人権ということの意味が町民の皆さんに伝わりにくいと思う。それから②のところはテクニカルの問題なので、後ほどコンサル様と協議したい。

③の人権教育については、最近の取組として必ずカバーしていただかなければいけないことがある。「人権教育のための国連10年」（1995～2004）が、非常に包括的な取り組みであったので、目標を定め、評価を

することが難しいという声もあり、その後、「人権教育のための世界プログラム（世界計画）」が5年ごとに特定の焦点を定め、実施されることになった。外務省、文部省もサイトに載せているので、これについて触れてほしい。そして、「人権教育および研修に関する国連宣言」は人権教育の原則を示しているという点で、非常に重要である。人権を持っているのは町民一人ひとりだが、それを実現する責務の保持者は公務員、あるいは教職員も広くは責務の保持者として、研修は非常に重要なので、この国連宣言を入れてほしい。

④や⑤はテクニカルな問題なので、後ほどコンサル様と話し合いたい。

⑥は、これに基づいて国内法が整理されたとまでは言えないのではないか。ヘイトスピーチや部落差別解消推進法は、国内にこれを作らなければならないという立法事実があったということは、明確にしておきたい。人権教育・啓発推進の視点4つは良いが、皆さまのご意見と共通するのは、先ほど言った研修の部分である。日本の人権教育啓発推進法は、市民が相互に理解しましょうということが人権教育・啓発の定義になっている。責務の保持者である公務員、教員、特定職業従事者への研修という言葉が法律には入っていない。基本計画の中で特定職業従事者の研修という言葉が入った。これが大事だということは、どこかで前面に出すべきではないか。

それと、人権教育・啓発推進の視点に「相談」が入るのはどうかと私も感じるころだが、人権教育啓発推進法ができた時にはもう一つ人権擁護法も予定されていた。人権政策とは、人権教育と人権救済がセットであって、相談は、救済の基本である。相談体制をどこに記載するかは相談したいと思うが、相談は基本的には人権政策の重要な一翼であって、相談の内容は研修にも、教育・啓発にもフィードバックされるべきことでもあるから、どこかには書いておきたい。あと、その他一言だけ言っておきたい。細かい個別具体の課題については、皆さまからのご意見が中心になると思うが、部落問題の箇所であっているアンケート項目は法律などの知識が中心になっている。実際に市民が結婚差別に対してどういう態度をとっているか、あるいは土地に対する忌避意識はどうかといった、実質的な教育・啓発の課題を示している部分をきちんと取り上げたほうが良いのではないか。とりわけ人権教育・啓発基本計画(第2次)には「不動産業界」への教育・啓発が新たに記されたこともふまえ、「土地差別」についてはしっかり載せるべきだと思う。

拉致被害者については、それを取り上げることが、一方で在日コリアンに対する人権侵害に決してつながらることがないよう、在日コリアンに対する人権に十分配慮すると記載したほうが良いと思う。

あと高齢者福祉等、市町村主体でいろいろな取組をされていると思う。積極的に評価できること、市町村独自の工夫や視点は、もっと前面に出しても良いと思う。簡単だが、以上である。

事務局から今、回答しておいた方が良くと思うことがあれば、お願いしたい。

事務局：特にありませんが、ここで欠席者のご意見を紹介したい。

現状の第2次計画の理念は、京都府の理念と全く同じではないが、平成27年度に京都府が作成したものに「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会」とあり、それを少しアレンジして精華町の理念を構成したと聞いている。京都府の理念は、考え方が3つある。その中で、個性の違いや多様性を認め合いという内容があり、その関係で目標に組み込んだと聞いている。京都府は第3次とは表記しておらず、令和7年4月に人権に関する条例を策定した。その名称が「京都府の人権尊重の共生社会づくり条例」で、それを活用して人権教育啓発の推進計画の名称を「京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画」と変更している。これが、第3次の計画となる。目標を具体的にあげていないが、冊子の表紙に「人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会を目指して」とあり、それが大前提の目標になっていると聞いている。今回の目標変更案では、例3が一番これに近いと考えている。

基本理念の案として、欠席者のご意見を紹介する。西島委員は、先ほどの各委員からのご意見にもあったように、2次計画のままで良いが末尾の「社会の実現」が気になるとのことである。

武内委員は、例1の案が良いとのことである。

6ページの視点について、西島委員からは保護司の立場からご意見をいただいている。相談内容等に守秘義務があり、基本的には市町村の行政とはあまり連携していないところもある。相談体制的に一つの町が広く体制を組むことには無理があるのではないかと、とのことである。

武内委員は、複雑化する人権問題に対応するための相談体制は必要不可欠であるとのことである。

第3章からの組み立て方について。西島委員からは2次と比較して意識調査の内容等が入っていてわかりやすいので良いのではないかと、というご意見をいただいている。それと、13、16、20ページに分野ごとの目標がある。大前提として基本理念の目標があるので、それは必要性がないのではないかとのことである。

武内委員からはそれぞれの問題は必要不可欠である、特に記載はされていないがインターネットによる誹謗中傷に関しては、今後最も取り組むべき課題と考えているので、そこはしっかり記載してほしいのご意見である。

あと、それぞれご自身の内容に関するところだが、西島委員は犯罪被害者の関係、出所した人々に関する内容について、前回計画と比較するとボリュームがあるので、このままで良いのではないかとのご意見である。具体的には、ホンデリング等の町の活動等の記載がないので、そこは明記してほしいとのことである。

武内委員は、昨年度策定された手話関係に関する町の条例について、行政として、当事者として、支援者として何が必要か、担当課にヒアリングして、現状と課題を記載してほしいのご意見である。

西島委員からその他のご意見として、雇用面の関係をもう少し記載しても良いのではないかと、あと、高齢者の方々がインターネットによる被害等を受けるケースも含めて、インターネットに関する人権教育の部分は継続して研修を行ってほしいのご意見である。

委員長：精華町には、手話条例がある。人権に関する町の条例の一覧があっても良いのではないかと。

インターネットについては、情報流通プラットフォーム対処法ができて結局企業が判断するので、企業が判断して削除して訴えられたら困るということで、最終的に削除できないことが大半を占めてしまうのが現状である。教育啓発でなければならないことは、すごく大きいと思う。

(3) そのほか

- ・事務局より事務連絡

●次回策定委員会：令和8年8月下旬頃（21日金曜日もしくは24日月曜日午前中）予定

5. 閉会